

説明書

委託業務名	令和7年度 高付加価値旅行者をターゲットとした佐賀県陶磁器ブランディング動画制作業務		
履行期間	契約締結の日から令和8年3月16日（月曜日）まで		
契約上限額（税込）	5,954 千円	説明会	開催しない
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和7年11月25日（火曜日）午後5時まで		
参加資格確認 申請書提出期限	令和7年11月27日（木曜日）午後5時まで		
提案書提出期限	令和7年12月8日（月曜日）午後5時まで		
プレゼンテーション	令和7年12月17日（水曜日）午前9時～		
最優秀提案者の決定	令和7年12月22日（月曜日）予定 ※電子メールにて通知		

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ア 参加資格確認申請書（様式第2号） | 1部 |
| イ 誓約書（様式第3号） | 1部 |
| ウ 実績書（様式第4号） | 1部 |
| エ 会社概要（パンフレットで可） | 1部 |

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。また、原本の持参又は郵送に加えて、佐賀県観光課（kankou@pref.saga.lg.jp）宛てに、タイトルを「【参加資格確認】陶磁器ブランディング動画（社名）」として、資料一式をPDFデータで送付すること。

（※容量が5MB以上となる場合は、大容量ファイル送信サービスで送付すること）

注）郵送の際は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、佐賀県観光課（kankou@pref.saga.lg.jp）宛てに、タイトルを「【質問】陶磁器ブランディング動画（社名）」として、電子メールで提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第5号） 8部
- イ 提案書（任意様式） 8部
- ウ 見積書（任意様式） 原本1部、コピー7部

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア A4判（縦・横は任意。図表等についてはA3版の折込も可）とする。
- イ 提案書は仕様書に沿った内容とすること。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。また、原本の持参又は郵送に加えて、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【提案書】陶磁器ブランディング動画（社名）」として、資料一式をPDFデータで送付すること。

（※容量が5MB以上となる場合は、大容量ファイル送信サービスで送付すること）

注）郵送の際は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 提案書で求める内容について

本事業は文化庁補助事業「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）」に採択された「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト」の一環として実施するため、別添「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト概要」を踏まえて提案をすること。

(1) 本事業のターゲットの考え方について

佐賀県に欧米からの高付加価値旅行者を誘致するにあたり、出来る限り詳細に想定されるターゲット（誘致対象とする旅行者層）、ポジショニング（他地域との差別化ポイント）、コンセプト（本事業の核となる考え方）及びプロポジション（伝えたいメッセージ・提供する価値）について、根拠や理由を示して記載すること。

(2) 今後想定される広告配信・ブランドリフト調査等の提案について

本動画制作業務については、次年度以降に、世界に向けて高精度なターゲティング広告として配信のうえ、ブランドリフト調査（例／動画が視聴者に与えた影響等を分析して、今後のマーケティング施策に活かすこと）を実施することを想定として制作するものである。それを前提として、下記について記載すること。

- ① 上記(1)のターゲットを対象として、想定される効果的な動画配信プラットフォームや配信媒体等広告配信の手法について提案すること。
- ② 上記(1)のターゲットを対象として、想定される効果的なブランドリフト調査の手法について提案すること。

なお、本業務の受託者が、次年度以降の広告配信・ブランドリフト調査等の受託者として引き続き受託することが保証されるわけではない点に留意すること。

(3) 佐賀県陶磁器ブランディング動画の制作内容について

① 上記(1)、(2)を踏まえて、動画内で伝えるメッセージやコンセプトを明確にし、それに沿ったストーリー構成を提案すること。

提案にあたっては、簡単な絵コンテなど、イラストや画像等を活用して、わかりやすいように示すこと。また、制作動画の作風・テイストについて参考となる動画があれば、URL を記載すること。

また、今後、「世界の文化創造拠点ARITAプロジェクト」において策定される自走化戦略やマーケティング調査結果等に基づき、動画完成後も適宜動画内容のブラッシュアップを行っていく前提であるため、将来的な編集・改変に柔軟に対応できるよう、拡張性・編集性についても考慮すること。

② 制作予定本数・動画の長さについて記載すること。

③ 動画制作について、起用予定のネイティブクリエイター等の候補について記載すること。

④ 上記(2)を想定したグラフィックの制作内容（制作数、仕様、イメージ等）について記載すること。

(4) 事業体制

- ・本事業への取り組み体制(人員・経験・役割分担等)について、明確に説明すること。

- ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。

(5) 業務スケジュール

- ・本事業への取り組みに関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。

(6) 会社概要

- ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること

- ・御社の強みについて記載すること

(7) 類似事業の受託実績

- ・令和2年度以降に受託した類似事業（欧米からのインバウンド誘致を目的としたデジタルマーケティング業務等）の実績や成果について示すこと。

(8) 担当者の役職・氏名及び連絡先（電話、ファクシミリ、メールアドレス等）

- ・結果通知についてはメールにより通知するため、必ず担当者のメールアドレスを記載しておくこと。

5 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは参加者毎に行うこととし、開始時間は別途連絡する。なお、参加申込者が多数の場合は、提案書の事前審査（書類選考）を行い、プレゼンテーション参加者を決定する。

- (2) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (3) 参加者側の出席者は3人以内（事業を考案したプランナー等事業内容について正確に説明できる者及び受託後業務を中心的に担当する者の参加が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度（説明15分、質疑10分程度）を予定している。
- (4) Webでの参加も可とする。その場合はプレゼンテーションの前日までに佐賀県観光課まで連絡すること。

6 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、提案内容の優良性の点数が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 企画コンペ参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。
- (5) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

7 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から7日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

8 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

9 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

10 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 様式第1号～第5号
 - ・ 質問書（様式第1号）
 - ・ 参加資格確認申請（様式第2号）
 - ・ 誓約書（様式第3号）
 - ・ 実績書（様式第4号）
 - ・ 提案書（様式第5号）
- (4) 評価基準
- (5) 委託契約書（案）

11 問い合わせ

担当課 佐賀県地域交流部文化・観光局観光課 インバウンド担当 岩根
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
TEL：0952-25-7098 FAX：0952-25-7304
Mail：kankou@pref.saga.lg.jp